

同時発表 九州運輸局、熊本運輸支局、大分運輸支局

平成28年4月18日

自動車局整備課

平成28年熊本地震に伴う自動車検査証の有効期間の伸長について

平成28年熊本地震に伴い、熊本県全域と大分県の一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が4月15日から5月14日までの車両について、5月15日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

べつぶ ひ た たけた ぶんごおの ゆ ふ くすぐんこのえ くすぐんくす
*別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

1. 平成28年熊本地震に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する車両は、当面、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

○対象車両

熊本県全域と大分県の一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が4月15日から5月14日までのもの

べつぶ ひ た たけた ぶんごおの ゆ ふ くすぐんこのえ くすぐんくす
*別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

(対象地域に使用の本拠を有する車両は約1,581,900台あり、このうち上記の対象車両に該当するものは約30,900台)

○措置内容

自動車検査証の有効期間を5月15日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車局整備課 中村、かぶらぎ 蕪木 TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 最近の伸長例

- 平成27年6月の口永良部島の噴火に伴い同島に使用の本拠を有する車両について2ヶ月伸長
- 平成25年10月の台風26号の被害に伴い東京都大島町に使用の本拠を有する車両について14日伸長
- 平成23年3月の東日本大震災の被害に伴い福島県に使用の本拠の位置を有する車両について3ヶ月伸長

(参考3) 九州運輸局熊本運輸支局長の公示
九州運輸局大分運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成28年4月15日から同年5月14日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

記

熊本県全域

平成28年4月18日

九州運輸局
熊本運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成28年4月15日から同年5月14日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

記

大分県日田市
大分県別府市
大分県由布市
大分県竹田市
大分県豊後大野市
大分県玖珠郡玖珠町
大分県玖珠郡九重町

平成28年4月18日

九州運輸局
大分運輸支局長